

違法なコピーとは？

出 出版物をコピーすることは、原則として著作権者の許諾なしにはできません。複写機によるコピーだけでなく、電子的な入力や複製、ダウンロードも同様です。ただし、ごく限られた範囲で例外的に許諾なしに複写できる場合も著作権法では規定しています。



そ れは、一般的には第30条の「個人または家庭内などで使うために自ら複写する場合」と、第31条の「政令で定められた図書館において営利を目的とせず、図書館資料の一部を一人について1部複写する場合」および第33条から第36条の「教育における利用の場合」などです。

上 記の例外(制限規定)の範囲を超えるコピーは、すべて事前に著作権者の許諾を得ることが必要となります。上記の例外に当てはまると思われるケースでも、複写の目的や利用の範囲によっては許諾が必要となる場合があります。また、デジタル著作物の登場により、図書館等における利用および教育目的の利用に係わる制限規定の見直しの議論も行われています。

正しいコピーのとりかたは？

著 作物をコピー、複製する場合は、出版社や関係機関に問い合わせ許諾を得て行うようにして下さい。違法コピーが横行している社会は健全な社会とはいえません。文化国家の恥でもあります。著作権の尊重が学術・文化の発展のために不可欠であることをご理解いただき、ぜひルールに沿った正しいコピーが慣行化される社会の実現にご協力をお願いいたします。

出 出版物(著作物)をコピーをする場合は、必ず奥付または扉裏を見て、発行元か(社)日本複写権センター(JRRC/TEL 03-3401-2382/FAX 03-3401-2386)、または(株)日本著作出版権管理システム(JCLS/TEL 03-3817-5670/FAX 03-3815-8199)に、詳細を確認してください。



(社)自然科学書協会

TEL 03-3292-8281 FAX 03-3292-8202 URL <http://www.nspa.or.jp>